

国勢調査 匿名データの作成の概要

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用し、抽出については、一般世帯は世帯単位に、また、施設等の世帯は個人単位に、等確率で約1%で行い作成しています。

なお、利用する際には、100倍する必要があります。（匿名化処理の対象となっている世帯を削除しているため、公表結果と一致しません。）